

監査公表第20号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和4年2月 4日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 山 口 洋 一

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
産業振興部
商工政策課・農業課・森林課・観光課・スポーツツーリズム推進課
鳳来総合支所地域課及び作手総合支所地域課の農業課関係事務

第3 監査に当たった監査委員
原 義弘、山口 洋一

第4 監査の期間
令和3年11月29日～令和4年2月4日

第5 監査の方法
令和3年度の監査実施計画に基づき上記部局に係る今年度実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。
監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月を目処に通知されたい。

産業振興部

【商工政策課】

指摘事項

- 1 回議用紙、決裁カード、供覧カードについて、公文書の公開区分等未記入箇所のあるものが散見される。作成については各項目を確実に記載し、記入漏れがないよう作成されたい。

意見

- 1 勤労青少年ホームについて、今後の利用方法を新城市公共施設個別施設計画に沿って移転も含め検討されたい。
- 2 内部統制に基づく業務手順書の作成については細かい部分まで作成されているが、さらに業務上の様々なリスクを洗い出し、その対応について網羅するものに見直されたい。また、一年に一回は見直しを行い、作成した日及び更新した日などの日付を記入し、次回見直す際に経緯がわかるようにされたい。

【農業課】

特になし

【森林課】

指摘事項

- 1 回議用紙、決裁カード、供覧カードについて、公文書の公開区分等未記入箇所のあるものが散見される。作成については各項目を確実に記載し、記入漏れがないよう作成されたい。

意見

- 1 公有財産に関する調書について、台帳の整理を行い不明点等について備考欄を上手く活用し、誰が見ても理解できるような資料作りに努められたい。
- 2 内部統制に基づく業務手順書の作成については細かい部分まで作成されているが、さらに業務上の様々なリスクを洗い出し、その対応について網羅するものに見直されたい。また、一年に一回は見直しを行い、作成した日及び更新した日などの日付を記入し、次回見直す際に経緯がわかるようにされたい。

【観光課】

指摘事項

- 1 回議用紙、決裁カード、供覧カードについて、公文書の公開区分等未記入箇所のあるものが散見される。作成については各項目を確実に記載し、記入漏れがないよう作成されたい。

意見

- 1 湯谷温泉源泉使用料の滞納について、債権管理室等と連携を図り回収に努められたい。
- 2 公有財産に関する調書について、台帳の整理を行い不明点等について備考欄を上手く活用し、誰が見ても理解できるような資料作りに努められたい。
- 3 内部統制に基づく業務手順書の作成については、所管の事務をすべて網羅し、手順書を見ればすべての業務を的確に行えるように業務上の様々なリスクを洗い出し、その対応について網羅するものに整理されたい。また、一年に一回は見直しを行い、作成した日及び更新した日などの日付を記入し、次回見直す際に経緯がわかるようにされたい。

【スポーツツーリズム推進課】

指摘事項

- 1 回議用紙、決裁カード、供覧カードについて、公文書の公開区分等未記入箇所のあるものが散見される。作成については各項目を確実に記載し、記入漏れがないよう作成されたい。

意見

- 1 内部統制に基づく業務手順書の作成については、所管の事務をすべて網羅し、手順書を見ればすべての業務を的確に行えるように業務上の様々なリスクを洗い出し、その対応について網羅するものに整理されたい。また、一年に一回は見直しを行い、作成した日及び更新した日などの日付を記入し、次回見直す際に経緯がわかるようにされたい。

【鳳来総合支所 地域課】

指摘事項

- 1 回議用紙、決裁カード、供覧カードについて、公文書の公開区分等未記入箇所のあるものが散見される。作成については各項目を確実に記載し、記入漏れがないよう作成されたい。

意見

- 1 公有財産に関する調書について、台帳の整理を行い不明点等について備考欄を上手く活用し、誰が見ても理解できるような資料作りに努められたい。

【作手総合支所 地域課】

指摘事項

- 1 回議用紙、決裁カード、供覧カードについて、公文書の公開区分等未記入箇所のあるものが散見される。作成については各項目を確実に記載し、記入漏れがないよう作成されたい。